

厚生科学審議会 疾病対策部会
臓器移植委員会(第79回)

令和8(2026)年5月27日

資料4

臓器移植実施体制推進支援事業

第79回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

臓器移植実施体制推進支援事業

- 一定の実績がある移植実施施設に対する支援として、臓器移植実施体制推進支援事業を実施する。(予算額: 4.7億)
- 具体的には、以下の①～④の事業を実施する施設を「移植実施推進施設(仮称)」に認定し、必要な経費に対して補助を行う。
 - ①「移植実施推進施設(仮称)」が中心となり、近隣の移植実施施設と協力して臓器摘出チームを結成し、近隣の臓器提供施設でドナーが発生した際に、当該チームが臓器の摘出等を代行
 - ②自施設の移植に携わる他職種を養成し、移植外科医とその他の職種が連携して、移植に係る業務を実施する体制を整備
 - ③移植が必要な患者が適切なタイミングで移植実施施設に紹介され、術後は再び地域でフォローアップされるよう、地域の医療機関に対する教育や情報提供を実施
 - ④他の移植実施施設における移植外科医や内科医等を自施設に受入れ、実地教育を実施
- 今後は、公募を経て、「移植実施推進施設(仮称)」を選定し、事業を開始する予定。

